

健全化判断比率を表す4つの指標について

①実質赤字比率…一般会計の収支状況を表します



平成26年度決算	平成25年度決算	早期健全化基準
-	-	15.00%

算出方法 $\frac{\text{一般会計の赤字額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

一般会計の収支状況を表し、数値が高いほど悪化していることを意味します。平成26年度決算では赤字は発生していません。
※「-」は、当該比率がない（赤字額がない）ことを示しています。

②連結実質赤字比率…洞爺湖町全体の収支状況を表します



平成26年度決算	平成25年度決算	早期健全化基準
-	-	20.00%

算出方法 $\frac{\text{一般会計及び特別会計の赤字額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

洞爺湖町全体の収支状況を表す指標です。実質赤字比率同様、平成26年度決算では赤字は発生していません。
※「-」は、当該比率がない（赤字額がない）ことを示しています。

③実質公債費比率…町の借入金返済の状況を表します



平成26年度決算	平成25年度決算	早期健全化基準
14.4%	16.0%	25.00%

※(H24～H26の3カ年平均の数値)

算出方法 $\frac{\text{借入金の定期償還にあたる金額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

借入金の返済額が年間収入に占める割合を表します。この数値が25%を超えると財政健全化団体の指定を受け、財政健全化計画を策定し、国への提出が義務付けられます。また、25%を超えると一定の種類の新規の借入（借金）は許可されないなどの制約を受けます。

④将来負担比率…将来に渡っての負担を表します



平成26年度決算	平成25年度決算	早期健全化基準
80.9%	91.9%	350.00%

算出方法 $\frac{\text{町債残高(町の借金額)、職員の退職金などの将来負担見込額}}{\text{標準的な一般財源の年間収入}}$

一般会計が将来負担すべき実質的な負債額（町債残高のほか、退職手当支給予定額など）を表したものです。これにより標準的な年間収入の何年分に相当するかが分かります。

監査委員からの意見書

健全化判断比率及び資金不足比率の審査を終えた監査委員から意見書が町長に渡されました。意見書の内容については、以下のとおりです。

3カ年平均（H24～H26）の実質公債費率は14.4%と前年度16.0%より改善されたが、単年度（H26年度）の実質公債費比率は前年度の13.8%より増加し、14.7%となった。

これは地方交付税等の減による影響が大きく将来的にも懸念される恐れがあるため、公共的な建設事業等やランニングコストが大きくかかることは慎重に対処されたい。

今後も無駄のない、将来を見据えた効果の期待できる財政運営を心がけていただきたい。

※町では、以上の監査委員の指摘を踏まえ、さらなる財政の健全化に向けた取組みを図っていきます。

平成26年度決算

洞爺湖町の 財政の健全化 判断比率等をお知らせします

■問合せ

税務財政課財政グループ

☎74-3003

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、健全化判断比率を算定しましたので、お知らせいたします。

平成26年度決算においては、実質公債費比率、将来負担比率とも前年度より改善し、それ以外の比率についてもおおむね健全であるという結果となりました。

健全化判断比率にはそれぞれ早期健全化基準があり、これをひとつでも満たしていないと、地方債の許可が制限されるなどの制約を受け、財政健全化団体などの指定を受けます。

なお、健全化判断比率については、監査委員の審査が義務付けられています。

■資金不足比率について

赤字や多額の負債がまちの財政に大きな影響が及ぼさないか、経営状態の悪化の度合いを判断するためのものです。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は「経営健全化計画」を定めなければなりません。

会計名	比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0%
公共下水道事業特別会計	-	20.0%
簡易水道事業特別会計	-	20.0%

※「-」は、当該比率がない（赤字額がない）ことを示しています。